

議案第57号

財産を減額して貸し付けること（(元) 境水産高等学校情報事務科棟の建物及び周辺用地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	境港市中野町字膝根1929番1	1,497.50平方メートル
建 物	境港市中野町字膝根1929番1	780.00平方メートル

2 相手方

米子市上後藤八丁目9番23号

社会福祉法人養和会

3 貸付期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 貸付金額

知事が別に定める普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該貸付けに係る土地及び建物の貸付料年額の2分の1に相当する金額

5 理 由

障がい者の就労支援を図るため、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人養和会に対して、当該建物及び周辺用地を減額して貸し付けようとするものである。